令和6年4月から使用できる タクシー利用券の申請を受け付けます

タクシー利用券の利用には申請書の提出が必要です。 ※このページを切り取って申請書として使用できます

利用を希望する人は、太枠の中を記入し、2月29日(木)までに下記の窓口へ提出または郵送で申請してく ださい(期限を過ぎても申請できますが、4月までに届かないことがあります)

長寿支援係 (松井田地域) 〒379-0292 安中市松井田町新堀245 囮住民福祉課 健康介護係

地 域) お近くの公民館・生涯学習センター

安中市長 様

			4	令和	年	月	Е
申請者	住	所					
	氏	名					
	電話	番号	_		_		

安中市タクシー利用券交付申請書

タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。 利用者について(太枠の中のみ記入してください) ※申請者と同じ場合は「申請者と同じ」に○をしてください

利用者	申請者と同じ(申請者と同じ場合は、住所及び氏名の記入を省略できます)											
	住	所	安中市	安中市								
	氏	名										
	生年月日		大・昭	· 平	年	月	日	(歳)			
	免	許	運転免許証を所持していますか。 あり ・ なし(免許証を返納した者を含みます)									
区分			番号				交付日					

2人目の利用者について(ご家族が同時に申請する場合は記入してください)

利用者	氏	名								
	生年月日		大・昭	子・平	年	月	日	(歳)	
	免	選転免許証を所持していますか。 あり ・ なし(免許証を返納した者を含みます)								
区分			番号				交付日			

確認事項

タクシー利用券の交付を受けた人が、これを利用することができなくなった場合は、残ったタクシー券を市 に返却してください。また、タクシー利用券を不正に使用した場合は、タクシー券を返却していただきます。 ※窓口で申請する場合、窓口にきた人の本人確認書類の提示が必要になります